

令和4年第4回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年4月7日(木) 午後3時05分から午後4時05分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
会	長職務代理者	7番	朝倉	友子
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜

4 欠席委員 無し

5 総会日程

1 開会宣言

2 町長挨拶

3 委員自己紹介

4 事務局自己紹介

5 臨時議長紹介

6 会議書記の指名

7 議事

第1 会長の互選について

第2 千葉県農業会議会員の選出について

第3 会長職務代理者の互選について

第4 議席の決定について

第5 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地使用貸借権の合意解約の通知について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 その他

9 閉会宣言

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

◎開会

午後3時05分開会

○事務局長（湯浅実）

一同起立、礼、着席願います。

○事務局長（湯浅実）

ただ今より、令和4年第4回栄町農業委員会総会を開会いたします。

私、農業委員会事務局長の湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

議案書を一枚めくっていただきますと、議事日程となっております。それに沿いまして進めさせていただきます。

◎町長挨拶

○事務局長（湯浅実）

初めに、町長よりご挨拶申し上げます。岡田町長お願いいたします。

○町長（岡田正市）

（岡田町長挨拶）

○事務局長（湯浅実）

ありがとうございました。なお、町長は、このあと公務のため退席させていただきます。

◎委員自己紹介

○事務局長（湯浅実）

続きまして、委員自己紹介でございますが、今回は改選後初めての総会ですので、朝倉委員から順に自己紹介をお願いします。

（五十音順に自席で自己紹介）

◎事務局自己紹介

○事務局長（湯浅実）

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

（森田次長、青木主査の順に自己紹介）

◎臨時議長紹介

○事務局長（湯浅実）

続きまして、臨時議長紹介と言うことで、通常、会議は農業委員会会長が議長となって進行いたしますが、本日は改選後初めての総会ですので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条に、議長の職務を行う者がいないときは年長の委員が臨時に議長の職務を行うとございますので、この規定を準用いたしまして、年長の宮本委員に臨時議長の職務を行っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

宮本委員議長席へお願いいたします。

（宮本委員、議長席に移動）

○臨時議長（宮本敏郎）

ただいま臨時議長にご指名いただきました宮本でございます。なにぶん議長の職務は不慣れでございますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、農業委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

◎会議書記の指名

○臨時議長（宮本敏郎）

続きまして、本日の総会の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名いたします。

◎議事第1会長の互選について

○臨時議長（宮本敏郎）

それでは、議事に入ります。

議事第1の会長の互選について、お諮りいたします。選出の方法はいかがいたしましょうか。はい、岩井委員。

○6番（岩井秀喜）

指名推薦の方法を提案いたします。

○臨時議長（宮本敏郎）

ただいま岩井委員から指名推薦とのご発言がございましたが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○臨時議長（宮本敏郎）

異議なしと認め、指名推薦といたします。推薦の発言を求めます。はい、岩井委員。

○6番（岩井秀喜）

宮本委員に会長をお願いしたいので推薦いたします。

○臨時議長（宮本敏郎）

ただいま岩井委員からご発言がありましたが、他にご意見はありませんか。
ないようですので、それでは、わたくし宮本を会長に決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○臨時議長（宮本敏郎）

それでは、異議なしと認め、会長は宮本に決定しました。

○事務局長（湯浅実）

それでは宮本会長に就任のご挨拶をいただきたいと思います。

○会長（宮本敏郎）

ただいま皆さんから、ご推薦ご指名をいただきました。会長職の責務をとということになりました。現在コメの価格も下落しておりますし、また、戦争など世界情勢も悪い中ですが栄町の農業委員として、皆さんのお力添えをいただき務めていきたいと思
います。会長の器ではありませんがどうぞよろしく申し上げます。

（宮本新会長議長席で起立し挨拶）

◎議事第2 千葉県農業会議会員の選出について

○議長（宮本敏郎）

それでは、議事第2の千葉県農業会議会員の選出についてお諮りします。

農業会議の会員は、町農業委員会を代表して県の会議等に出席する者ということなので、会長の私が務めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

それでは、異議なしと認め、千葉県農業会議の会員は会長の私が務めることに決定しました。

◎議事第3 会長職務代理者の互選について

○議長（宮本敏郎）

次に、議事第3の会長職務代理者の互選について、お諮りします。選出方法はいかがいたしますか。はい、岩井委員。

○6番（岩井秀喜）

会長一任でよいと思います。

○議長（宮本敏郎）

会長一任の声がありましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

それでは、朝倉委員を指名させていただき、会長職務代理者に決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

異議なしと認め、朝倉委員が会長職務代理者に決定しました。それでは、朝倉委員に就任のご挨拶をいただきたいと思います。

○会長職務代理者（朝倉友子）

ただいま、ご指名いただきまして、会長職務代理者ということでお受けさせていただきます。皆様のご協力のもと会長を筆頭に励んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

（朝倉会長職務代理者自席で起立し挨拶）

◎議事第4 議席の決定について

○議長（宮本敏郎）

次に、議事第4の議席の決定を行います。議席につきましては、くじ引きにより行いたいと思いますが、慣例により会長職務代理者は7番に、会長は8番にしたいと思います。くじ引きの方法については、事務局より説明願います。

○事務局長（湯浅実）

くじ引きは、2回行います。まず、現在の仮議席順に予備抽選を行い、その後本抽選により議席を決定したいと思います。

（くじ引きを実施）

○事務局長（湯浅実）

抽選が終わりましたので結果を発表いたします。

（決定した議席を発表）

本抽選結果	1番	増田	榮
	2番	鈴木	憲司
	3番	長崎	光男
	4番	野村	斗士夫
	5番	長谷川	貴子
	6番	岩井	秀喜
	7番	朝倉	友子
	8番	宮本	敏郎

○議長（宮本敏郎）

座席変えを行いますので、ここで暫時休憩とします。再開は10分後とします。

（休憩）

○議長（宮本敏郎）

休憩前に引き続き、総会を再開します。議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議事録署名委員の指名について

○議長（宮本敏郎）

次に、議事第5の議事録署名委員の指名についてですが、私から指名させていただ

いても異議ありませんか。

(「異議なし」の声 多数)

○議長 (宮本敏郎)

それでは、1番増田委員と2番鈴木委員をお願いします。

○議長 (宮本敏郎)

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてから議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を一括議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (湯浅実)

それでは、議案第1号から議案第10号まで、一括して説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。

また、栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により推進委員の定数は10人とされております。

選任に当たりましては、農業委員会等に関する法律で、推進員になることが出来ない者としては「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者」となっております。

次に、「農業委員会は、推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」などとなっております。

この度、各地区から推薦をいただきました10名の候補者につきましては、調査の結果、全て推進委員になれる要件を満たしております。以上、ご報告させていただきます。

それでは、10名の方々についてご説明いたします。

初めに、議案第1号、安食3407番地3 日暮秀男氏です。

担当地区は、安食の一区になります。

次に、議案第2号、安食1409番地 竹本英二氏です。

担当地区は、安食の二区と三区、安食ト杭新田です。

次に、議案第3号、須賀532番地 岩竹一哉氏です。

担当地区は、須賀と新田です。

次に、議案第4号、北辺田218番地の1 岩田公夫氏です。

担当地区は、北辺田と矢口です。

次に、議案第5号、興津1194番地 湯淺光修氏です。

担当地区は、興津と麻生です。

次に、議案第6号、龍角寺621番地 大見川正明氏です。

担当地区は、龍角寺と酒直の南部地区になります。

次に、議案第7号、酒直632番地 後藤良和氏です。

担当地区は、南部地区を除く酒直地区です。

次に、議案第8号、三和178番地 青木秀樹氏です。

担当地区は、西・布太・三和・南地区です。

次に、議案第9号、中谷83番地2 眞仲健司氏です。

担当地区は、中谷・北・曾根・請方地区です。

最後に、議案第10号、布鎌酒直96番地の内2の2 齊藤博之氏です。

担当地区は、布鎌酒直他ご覧の9地区です。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、質疑を打ち切りこれより採決します。

採決は、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、から議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、までを一括で採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員。よって議案第1号から議案第10号については、原案のとおり決定しま

した。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。整理番号1について、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、鈴木委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（鈴木委員退席）

○事務局長（湯浅実）

それでは、11 ページ 議案第11号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、15 ページと16 ページをご覧ください。

農地の所在が安食字前新田、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は1,917 m²他2筆で、合計5,951 m²です。

譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

所有権の移転時期と引渡時期は、令和4年5月30日となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、規模拡大を目指す意欲があり、今後も水稻を作付けする計画のため周辺地域の農地利用に支障が生ずる恐れはないと考えます。

このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われます。

また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第11号整理番

号1に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員。よって議案第11号整理番号1は、原案のとおり決定しました。鈴木委員は、入室して着席をお願いします。

(鈴木委員着席)

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第11号整理番号2から整理番号6までは、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、12ページ、議案第11号整理番号2から整理番号6までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、17ページから21ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号2 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は652㎡他4筆で、合計12,268㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が北辺田字林下 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,078㎡他6筆で、合計15,840㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が北辺田字二反割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他1筆で、合計6,000㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が北辺田字下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は392㎡他6筆で、合計10,847㎡です。

最後に整理番号6 農地の所在が矢口字内谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は173㎡他10筆で、合計16,927㎡です。

合計32筆、61,882㎡となっております。内訳は、北辺田矢口土地改良区内が59,132㎡、興津地区内が2,750㎡でございます。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、令和4年4月20日から令和14年4月19日までの10年間になります。

本件と次の議案第12号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により5名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
はい、長崎委員。

○委員（長崎光男）

整理番号2の貸付面積の合計の数値と経営面積の数値の差は何か。

○事務局職員（青木秀直）

面積の数値の差につきましては、経営面積を全て貸し付けるのではなく、畑は自作のまま残して水田のみを貸し付けるということで面積の数値の差が発生します。

○議長（宮本敏郎）

他にございませんか。はい、長崎委員。

○委員（長崎光男）

「公益社団法人千葉県園芸協会」とはどういった組織ですか。

○事務局長（湯浅実）

「公益社団法人千葉県園芸協会」とは、貸し手と借り手の間に入り「転貸人」となり、農地中間管理事業を活用して農地集積をした農用地の配分を行なう農地中間管理機構です。

○議長（宮本敏郎）

他に発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第11号整理番号2から整理番号6までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第11号整理番号2から整理番号6までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員。よって議案第11号整理番号2から整理番号6までは、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とします。

整理番号1から整理番号4までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、22ページ、議案第12号 整理番号1から整理番号4までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第11号整理番号2から整理番号6までと同じになりまして、17ページから21ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字二反割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他20筆で、合計44,955㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が矢口字磯部 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,812㎡他2筆で、合計8,569㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が矢口字内谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は173㎡他6筆で、合計7,445㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が矢口字大牧一番割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は913㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵又は1.5俵相当額になり、期間は令和4年4月20日から令和14年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この4件の借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて【全部効率要件】及び【農作業常時従事要件】は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案番号12整理番号1かせ整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第12号整理番号1から整理番号4までについて、

町に対し意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員。よって議案第12号整理番号1から整理番号4までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案12号整理番号5から整理番号8までについて、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、25ページ、議案第12号整理番号5から整理番号8までについて、ご説明いたします。

場所については、27ページから29ページまでをご覧ください。

整理番号5 農地の所在が三和字七居村 地目は登記簿・現況共に田、面積は879㎡のうち579㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,718㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,977㎡です。

最後に整理番号8 農地の所在が酒直字新落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,045㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1.5俵になり、期間は令和4年4月20日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるので、まちまちとなっているものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情などにより、この後の報告第2号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者と地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。
以上で説明とさせていただきます

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第12号整理番号5から整理番号8までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかかでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第12号整理番号5から整理番号8までについて、町に対し意見なしと回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員。よって議案第12号整理番号5から整理番号8までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地使用貸借権の合意解約の通知について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、30 ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第 11 号整理番号 1 の一部と同じになり、16 ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字新落合埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 3,038 m²です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、農地法第 3 条により使用貸借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 4 までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、31 ページ、報告第 2 号 整理番号 1 から整理番号 4 までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第 12 号整理番号 5 から整理番号 8 までと同じになり、27 ページから 29 ページまでをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が三和字七居村 地目は登記簿・現況共に田、面積は 879 m²です。

次に整理番号 2 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 2,718 m²です。

次に整理番号3 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,977㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が酒直字新落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,045㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

◎閉会

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議事はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第4回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後4時05分閉会